

## EU：中国製自転車へのアンチダンピング措置の 迂回行為を調査開始

欧州委員会 (EU 委員会) は、現在、48.5%のアンチダンピング (AD) 税を賦課している中国製自転車に関して、中国から第三国 (カンボジア、フィリピン及びパキスタン) を迂回してその措置を避ける行為が行なわれていると主張する欧州自転車製造組合 (EBMA) からの本年 7 月 23 日付きの十分な証拠を添えた提訴を受け、理事会規則 (EC) No 1225/2009 第 13 条 3 項に基づき、上記 3 か国への迂回行為の調査を開始する公告、2014 年 9 月 2 日付理事会実施規則 (EU) No 938/2014 を同年 9 月 3 日の EU 官報 (No. L263) に掲載した。

今回、調査対象製品となる自転車は、CN コード「8712 00 30」及び「8712 00 70」であり、調査期間は本公告より 9 か月間とされている。EU 委員会は開始の公告から 15 日以内に調査対象 3 か国 (カンボジア、フィリピン及びパキスタン) の各製造業者、輸出業者等、関係当事者に調査票を送付し、受け取った各者は同公告から 37 日以内に回答を求められる。更に必要に応じてヒアリングや立会調査等も行われることもある。関係各者が非協力または適切な情報を提供しない場合、事実関係や入手可能な情報で判断される。なお、迂回行為とは、経由地での単なる積み替えの他、EU 内や第 3 国での組立作業も状況によっては AD 措置の迂回とみなされることがあるとしている。

昨年、EU 委員会は再審査の結果、2013 年 5 月 29 日付理事会実施規則 (EU) No 501/2013 にて、中国製自転車への 48.5%の AD 税を 5 年間継続すること公告し、同時に理事会実施規則 (EU) No 502/2013 により、中国製自転車の迂回行為が認定された 4 か国 (インドネシア、マレーシア、スリランカ及びチュニジア) にも同措置が既に適用されている。

近年、欧州向け自転車のアジア製造拠点は変化が目まぐるしく、実際、ドイツではカンボジアからの自転車輸入台数はここ数年で急増し、2013 年には台湾を抜き最多輸入先となった。今回の調査により迂回行為が認められ AD 措置が適用されるのか、アジア拠点の今後の行方を占う上でも、その調査結果は大いに注目される。

参考：カンボジアからドイツ向け輸出台数の推移（単位：万台）

2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
13	8.9	11	46.2	61.1

統計出所：ZIV

以上

出所：2014年9月3日付EU官報（No.L263）、理事会実施規則（EU）No 938/2014

参考：理事会規則（EC）No 1225/2009